

平成23年4月1日
豊田市役所保育課

保護者の皆様へ

平成23年度私立幼稚園授業料減免制度（就園奨励費）について（案内）

豊田市では、所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園が授業料の一部または全部を減免する場合に、その減免分を補助しております。また、この補助には国の幼稚園就園奨励費補助金も交付されています。授業料の減免額は、保護者の市民税所得割課税額によって変わってきます。その判定を市役所保育課で行うため、下記のとおり書類を幼稚園へ提出していただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

別紙「授業料減免に関する調書（兼代理権授与通知書）」に必要事項を記入のうえ幼稚園に提出してください。提出のない場合は、裏面「減免金額一覧」の“H”として取り扱いますので、ご承知おきください。また、市保育課が所得状況を確認することに同意できない場合は、提出していただく必要はありません（この場合も“H”として取扱います）。

なお、平成23年1月1日以降に市外から転入された方や平成22年中に海外での勤務があった保護者がいる場合等は、平成23年度市民税の所得割課税額が分かる書類や勤務先からの所得を証明する書類が必要となる場合があります。該当する方には、7～8月頃に幼稚園を通じてご連絡いたします。

2 提出期限・提出先 4月28日（木）までに各幼稚園へ

提出期限を過ぎて提出された場合は、市民税情報を反映した補助金の適用は、提出月の翌月以降となる場合があります。

3 注意事項

- ・減免額がいくらになるのかお知りになりたい場合は、6月頃に勤務先または市役所から配布される特別徴収税額通知書または納税通知書に市民税所得割額が記載されていますので、その額を裏面の階層に当てはめ、確認してください（保育課へお問い合わせいただいても、お教えすることはできません）。
- ・「市民税所得割課税額」は、当該年度における園児の父母の所得割額の合計額です。父母の当該市民税算出年分の合計収入額が200万円未満のとき（片親の場合は180万円未満）で、同収入額が180万円を超え、同一地番に居住する直系血族及び園児の兄弟がいる場合は、そのうち最も市民税所得割額の高い者を算定に加えます。
- ・所得税で控除しきれない住宅借入金等特別控除を市民税所得割額から控除されている方につきましては、控除の適用前の額で判断します。
- ・年度途中で世帯状況の変化等により世帯の所得状況が変わった場合は、減免金額が変更となる場合がありますので、すみやかに幼稚園にご連絡ください。

減免金額一覧

(月額)

階層	兄・姉がいない場合及び未就学児の場合				
	第1子		第2子		第3子以降
	満3歳、3歳児	4歳、5歳児	満3歳、3歳児	4歳、5歳児	満3歳～5歳児
A	18,600円	18,600円	22,000円	22,000円	25,250円
B	16,100円	16,100円	20,750円	20,750円	25,250円
C	16,100円	16,100円	20,750円	20,750円	25,250円
D	14,720円	13,720円	17,250円	17,250円	25,250円
E	9,100円	9,100円	17,250円	17,250円	25,250円
F	9,100円	9,100円	17,250円	17,250円	25,250円
G	4,950円	7,500円	14,590円	14,590円	25,250円
H	(授業料)-10,650円 上限 4,950円	(授業料)-7,100円 上限 7,500円	(授業料)-5,320円 上限 10,280円	(授業料)-3,550円 上限 11,050円	25,250円

階層	兄・姉が小学校1～3年生の場合		
	第2子		第3子以降
	満3歳、3歳児	4歳、5歳児	満3歳～5歳児
A	20,340円	20,340円	25,250円
B	18,500円	18,500円	25,250円
C	18,500円	18,500円	25,250円
D	14,720円	13,720円	25,250円
E	13,250円	13,250円	25,250円
F	13,250円	13,250円	25,250円
G	9,250円	9,250円	25,250円
H	小1～3の子をカウントしないで 欄で算定		

- 階層
- A 生活保護法の規定による保護を受けている世帯
 - B 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯
 - C 当該年度に納付すべき市民税の所得割額が非課税となる世帯
 - D 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が16,500円以下の世帯
 - E " 28,500円以下の世帯
 - F " 34,500円以下の世帯
 - G " 183,000円以下の世帯
 - H " 183,000円を超える世帯

- 1 いずれの場合も、幼稚園の授業料を超える減免(補助)はできません。最高でも授業料と同額となります。また、小学4年生以上の兄・姉はカウントしません。
- 2 階層A～Gについては、国からの補助金が含まれています。
- 3 減免額の支給方法は各幼稚園で異なります。

<お問合せ> 各幼稚園または豊田市役所保育課 支援担当
電話 0565-34-6809